

(3) 財団法人 鳥取県文化振興財団給与等状況報告書

1 職員給与費の状況（平成17年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
37人	126,379千円	25,691千円	48,949千円	201,019千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成18年4月1日現在）

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
249,138円	291,157円	41.1歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区分		初任給	採用2年後	備考
18年度から独自給料表を適用(年令区分による2種類)	大学卒	154,100円	167,500円	経験年数、年令等により変わることがある。
	高校卒	134,000円	147,400円	〃

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成18年4月1日現在）

区分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
	—	大学卒	187,600円	227,800円	—円	
高校卒		—円	—円	328,300円	—円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況（平成17年度）

制度なし

(注) 調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	内 容			
期末手当 勤勉手当	（支給割合）※18年度から新規定			
	区分	期末手当	勤勉手当	
	6月期	2.0月分	—	
	12月期	2.1月分	—	
	計	4.1月分	—	
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 無				
（平成17年度実績）※旧規定実績				
区分	支給総額	支給職員数	一人当たり 平均支給額	
6月期	23,282,773円	37人	629,264円	
12月期	25,666,233円	37人	693,682円	
計	48,949,006円	—	1,322,946円	
退職手当	財団法人鳥取県文化振興財団退職手当支給規程により、退職金の支給は 独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間 に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額 と掛金給付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。			
（平成17年度実績）				
支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給額		
84,878,988円	31人	2,738,032円		
(—)				
（注）1 ()内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への 支給実績を再掲したものです。 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した一 般職員に支給された平均額です。				
時間外勤務 手当 （県の規定に準 ずる）	年 度	支給総額	支給対象 職員数	1人当たり 平均支給年額
	平成17年度	9,781,346円	37人	264,361円

区 分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	常務理事 10,000円 事務局長 5,000円 館長 55,000円 部長、室長 45,000円 副部長 35,000円 課長 30,000円		
		(平成17年度実績) ※旧規定実績		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		2,705,943円	4人	56,374円
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者		13,000円
		イ 配偶者以外の扶養親族のうち2人		6,000円
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人		6,500円
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人		11,000円
		オ ア～エ以外の扶養親族		5,000円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子		1人につき5,000円を加算
		(平成17年度実績)		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
3,938,000円	17人	19,304円		
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者		家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給
		イ 自宅居住者		1,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間は2,500円)
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者		借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額
		(平成17年度実績)		
支給総額		支給職員数	1人当たり平均支給月額	
3,688,000円		21人	14,635円	
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者		次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円>

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
	イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給	
	ウ 特別急行列車等 を利用する職員	支給単位期間の通勤に要する特別急行料金等の2分の1の額（1月当たり2万円を上限とする。ただし、特別急行列車の場合は上限なし。）	
	(平成17年度実績)		
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
	5,578,050円	32人	14,526円

7 役員の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
常務理事	244,500円	6月期 1.65月分 12月期 1.70月分	

8 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前
給 料	基本月給（134,000円：行政職1級1号給）に職階ごと定めた乗数の範囲で各職員に適用される乗数（1.00～3.00）を乗じて算出する。 134,000円×乗数（1.00～3.00）	前年度給料表の県職員の1.5号級下位
期末手当 勤勉手当	賞与として一括支給 3.35月分 激減緩和の経過措置として、平成18年度は4.1月分、平成19年度は3.62月分を支給。	県の規定に準ずる。
退職手当	独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結	県の規定に準ずる。
管 理 職 手 当	定額支給制 【施設】 館長 55,000円／月 部（室）長 45,000円／月 副部長 35,000円／月 課長 30,000円／月 【事務局】 常務理事 10,000円／月 事務局長 5,000円／月	県の規定に準ずる。（定率支給制）

(その他の変更)

- 初任給調整手当の新設
 - ・新規採用者（主事補1級）については、既存職員との給与格差を是正するため採用月から5カ年間に限り支給する。
 - ・20,000円／月（1年目）～4,000円／月（5年目）
- 昇給幅半減年齢の設定
 - ・50歳の誕生日を含む年度以降の年度は、昇給幅を通常の半分の0.025とする。
- 特別賞与
 - ・利用料収入やチケット収入の増加等により当初予定した運営経費に余剰が生じたときは、事業の執行状況や次年度以降の収支状況も勘案しながら、年度末にこれを特別賞与として、理事会の承認を得て職員に還元する。

(2) 適用日

平成18年4月1日